

# 2011 Jリーグヤマザキナビスコカップ 試合実施要項（大会方式変更に伴う改定）

## 第1条〔趣 旨〕

本実施要項は、2011 Jリーグヤマザキナビスコカップ（以下「本大会」という）の試合（以下「試合」という）の実施に関して定める。試合の実施に関して本要項に定めのない事項については『2011 Jリーグ試合実施要項』を準用する。

## 第2条〔大会方式〕

- ① 本大会は、J 1 クラブが参加し、18チームによるトーナメント方式で行う。ただし、鹿島アントラーズ、名古屋グランパス、ガンバ大阪、セレッソ大阪はAFCチャンピオンズリーグ2011に出場するため、準々決勝から参加する。
- ② 1回戦および2回戦はホーム&アウェイ方式（計2試合）で行い、準々決勝、準決勝および決勝をそれぞれ1試合で行う。

## 第3条〔試合の主催等〕

- ① 試合は、すべて協会およびJリーグが主催し、Jリーグが主管する。
- ② Jリーグは、1回戦から準決勝までの試合の主管権をホームクラブに委譲する。

## 第4条〔出場資格を得るための追加登録期限〕

2011年9月9日までに協会への選手登録およびJリーグ登録を完了した選手のみが試合への出場資格を有する。

## 第5条〔試合の勝敗の決定〕

- ① 1回戦および2回戦の各試合は、90分間（前後半各45分）で勝敗が決定しなかった場合には、引き分けとする。
- ② 1回戦および2回戦においては、それぞれ、各回戦における2試合が終了した時点で、勝利数が多いチームを勝者とする。ただし、勝利数が同数の場合には、次の各号の順序により勝者を決定する。
  - (1) 2試合における得失点差
  - (2) アウェイゴール数
  - (3) 2試合目終了時に、30分間（前後半各15分）の延長戦
  - (4) PK方式（各チーム5人ずつ、決着がつかない場合は6人目以降は1人ずつで、勝敗が決定するまで）
- ③ 前項第3号の延長戦に出場する者は、2試合目終了時にピッチ内でプレーしていた選手とする。ただし、2試合目と合わせて最大3名までの交代を行うことができる。また、延長戦に入る前の休憩時間にピッチ内に入ることができる者は、「メンバー提出用紙」に記載されたチームスタッフおよび選手とする。ただし、主審により退場または退席を命じられた者を除く。
- ④ 第2項第4号におけるPK方式に参加できる者は、延長戦終了時にピッチ内でプレーしてい

た選手のみとする。ただし、ゴールキーパーについては、負傷によりプレー続行不可能で、かつ延長戦終了までに選手交代が3名に達していない場合に限り、残りの交代要員と交代することができる。

- ⑤ 準々決勝、準決勝、決勝の各試合は、90分間（前後半各45分）で勝敗が決定しなかった場合、次の各号の順序により勝者を決定する。
  - (1) 30分間（前後半各15分）の延長戦
  - (2) PK方式（各チーム5人ずつ、決着がつかない場合は6人目以降は1人ずつで勝敗が決定するまで）
- ⑥ 前項第1号の延長戦に出場する者は、その直前の90分間の交代人数と合わせて、最大3名までの選手交代を行うことができる。
- ⑦ 第5項第2号におけるPK方式に参加できる者は、延長戦終了時にピッチ内でプレーしていた選手のみとする。ただし、ゴールキーパーについては、負傷によりプレー続行不可能で、かつ延長戦終了までに選手交代が3名に達していない場合に限り、残りの交代要員と交代することができる。
- ⑧ 第2項第4号および第5項第2号におけるPK方式は、ホーム側のゴールを使用するものとする。ただし主審がピッチおよびゴールの状況、選手の安全確保等に問題があると判断した場合は、ビジターチーム側のゴールを使用することができる。

#### 第6条〔順位の設定および表彰〕

決勝における勝者を優勝、敗者を2位、準決勝における敗者を3位として、別途定める「表彰規程」により表彰する。

#### 第7条〔広告看板等の設置〕

- ① ホームクラブは、スタジアムにおいて、Jリーグの指定した位置に大会タイトル看板を掲出できるスペースを確保しなければならない。
  - サイズ：900mm×13,500mm
  - 枚数：1枚
- ② ホームクラブは、スタジアムにおいて、Jリーグの指定した位置に冠スポンサーおよびサブスポンサーが、広告看板、またはバナー広告を掲出できるスペースを確保しなければならない。
  - サイズ
    - イ. 冠スポンサー 900mm×6,000mm
    - ロ. サブスポンサー 900mm×6,000mm
  - 枚数
    - イ. 冠スポンサー 6枚
    - ロ. サブスポンサー 最大10枚（1社につき1枚）
- ③ 決勝については、回転式看板または電光看板、90°システムシート等を使用する。
- ④ 第2項その他の広告看板および横断幕の設置位置は、次の各号のとおりとする。ただし、観客等の視野を妨げるものであってはならない。
  - (1) タッチライン側：タッチラインから5m以上離れていること
  - (2) ゴールライン側：ゴールラインから5m以上離れたカメラマン（フォトグラファー、TVクルー）用のラインに沿っていること

- ⑤ クラブスポンサー等の広告看板、横断幕、回転式看板および電光看板を掲出する場合は、原則として掲出日の7日前までに所定の「広告掲出申請書」（別紙2）によりJリーグ事務局に申請し、その承認を得なければならない。

#### 第8条〔手当等〕

- ① 審判員の手当て等は以下のとおりとする。  
手当て：主審 120,000円 副審 60,000円 第4の審判員 20,000円  
交通費・宿泊費：Jリーグの「旅費規程」による
- ② マッチコミッショナーの手当て等は以下のとおりとする。  
手当て：30,000円  
交通費・宿泊費：Jリーグの「旅費規程」による

#### 第9条〔アクレディテーションカード(AD証)〕

- ① 予選リーグから準決勝までの試合については、『2011Jリーグ試合実施要項』に定めるアクレディテーションカード(AD証)およびホームクラブの発行するAD証により、スタジアムにおける通行可能エリアを指定する。
- ② 決勝の試合については、Jリーグが別途発行するAD証により、スタジアムにおける通行可能エリアを指定する。

#### 第10条〔納付金〕

- ① ホームクラブは、協会が指定する試合の入場料収入の3%相当額を、本大会終了後60日以内に、協会に納付しなければならない。ただし、2011年度は当該納付金は2%相当額とする。
- ② 準々決勝および準決勝のホームクラブは、主管した試合の入場料収入のうちの10%相当額をJリーグに納付しなければならない。ただし、シーズンチケットに本大会へ入場する権利が含まれている場合は、シーズンチケットの料金のうち、本大会相当分を含めた額を入場料収入という。

#### 第11条〔遠征経費〕

- チームの遠征に要する交通費・宿泊費は以下のとおりとする。
- (1) 1回戦、2回戦および準決勝については出場クラブが負担する
- (2) 準々決勝のビジタークラブ、決勝に出場するクラブについては「旅費規程」第2条に基づきJリーグが負担する